

人材紹介基本契約書

と（以下「甲」という）と株式会社フロンティア（以下「乙」という）とは、人材紹介サービス（以下「サービス」という）の利用に関し、下記の通り人材紹介基本契約書を契約する。

第1条（サービスの内容）

甲は、職業安定法に基づく求人者として有料職業紹介事業者たる乙に対し、甲の人材採用に関するコンサルティングならびに人材紹介を依頼し、乙はこれを受託する。乙は甲の人材採用計画を的確に把握した上で、乙が探索した人材を選抜・紹介し、採用にいたらしめるまでの活動を支援する。

第2条（サービス利用料の発生）

サービス利用料金は、サービスを通じて甲が人材採用を決定し、求職者が甲に入社した段階で発生する。

第3条（サービス利用料）

本契約に基づくサービス利用料は、下記の通りとし、甲は乙の請求に基づき支払うものとする。

第1項 サービス利用料は乙が厚生労働大臣に届けている手数料の範囲において料率を定める。

第2項 サービス利用料は甲が採用した当該求職者の想定年収に応じてその料率を個別に定めるものとする。合わせて消費税を別途支払うものとする。

ただし、甲と当該求職者との雇用契約が有期雇用の場合には、当該雇用期間に応じてその料率を個別に定めるものとする。

第3項 第2項にいう想定年収とは、賞与その他の諸手当を含む採用初年度の年収換算額をいうものとする。

第4項 サービス利用料は、求職者が甲に入社した時点で、乙より請求するものとする。

第5項 甲は乙に対し、請求書受領後、請求日の翌月末日迄に乙指定の銀行口座に振込みにより支払うものとする。その際の振込手数料は甲が負担するものとする。

第4条（サービス関連事項）

乙が選考・選抜した人材を、甲が乙の同意なく直接接触し採用を決定して入社せしめた場合は、これを第1条の人材紹介サービス活動とみなして本契約を適用し、甲はサービス手数料を乙に支払うものとする。

第5条（サービス利用料の返還）

人材の採用決定権限のすべてが甲にあることに鑑み、甲が採用した求職者が採用決定後、乙の責に帰すべき事由によらず退職した場合は、乙は何らの責任も負わない。

ただし、当該求職者が入社日以後6ヶ月以内に、自己都合または甲の就業規則に基づき解雇に至った場合は、乙は甲に次のとおり紹介手数料を返還するものとする。

- ・入社後 1ヶ月以内に退職：紹介手数料の90%
- ・入社後 1ヶ月を超え3ヶ月以内に退職：紹介手数料の50%
- ・入社後 3ヶ月を超え6ヶ月以内に退職：紹介手数料の20%

但し、当該求職者の死亡・病気など不測の事態による場合ならびに甲の当該求職者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。

第6条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。

但し、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれかも解約の申し出がない場合には、更に1年間契約を更新するものとする。また、以後も同様とする。

第7条（秘密の保持）

甲・乙双方は、この契約に関連して知り得た機密事項について守秘義務を負うものとする。当該機密事項とは、既に公表されている事項又は公知となっている情報を除く、甲における事業および経営上の諸情報、ならびに乙が選抜した選考対象者に関する情報を対象とする。その詳細は別途「機密情報及び個人情報に関する契約書」に定めるところによる。

第8条（反社会的勢力の排除）

第1項 甲および乙は、相手方当事者またはその代理人が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。

- ① 自らまたはその役員・従業員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の社会運動など標榜、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者またはこれらと密接な関係を有する者（以下あわせて「反社会的勢力」という。）
- ② 自らまたはその役員・従業員が反社会的勢力に協力もしくは関与していること。またはその経営に反社会的勢力が関与していること。
- ③ その相手方当事者に対し、直接または第三者を介して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動または暴力を用いる行為、その他これらに準ずる行為を行うこと。
- ④ その相手方当事者に対し直接または第三者を介して、風説を流布しまたは偽計もしくは威力を用いることにより、信用を毀損しまたは業務を妨害すること。その他これらに準ずる行為を行うこと。
- ⑤ 反社会的勢力への資金提供を行うなど、その活動を助長する行為を行っていること。

第2項 甲および乙は、相手方当事者またはその代理人が、前項各号のいずれかに該当する事態が生じたときは、何らの催告することなく、相手方当事者に対する書面通知をもって直ちに本契約を解除することができる。

第3項 前項による解除権の行使は、解除当事者による相手方当事者への損害賠償の請求を妨げない。また、解除当事者は解除権の行使により相手方当事者に生じた損害を賠償する責を負わない。

第4項 甲または乙に第1項各号の事由がある場合、かかる甲または乙は相手方当事者に対して本契約下で負担する一切の債務につき自動的に期限の利益を喪失するものとし、債務すべてを直ちに相手方当事者に弁済しなければならない。

第9条（疑義事項）

本契約に関し、疑義が生じた場合は、甲・乙双方で誠意を持って協議するものとする。

第10条（管轄）

本契約に関する訴訟については、名古屋地方裁判所を「第1審の専属的合意管轄裁判所」とする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲・乙双方が記名捺印し各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙

愛知県岩倉市曾野町郷前5番地
株式会社フロンティア
代表取締役 中川 浩